

各地区イベント情報

豊浦町

豊浦夏まつり

8月9日(土) 17時より22時
川棚サンパル前広場

- ☆「mimic☆美川」ものまねショー
- ☆豊浦よさこいフェスティバル
- ☆ふるさとの踊りと太鼓の競演
- ☆お楽しみ抽選会
- ☆豊浦音頭総踊り
- ☆下関市商工会・青年部・女性部の夜店
- ☆花火大会3,000発 21時より
- ☆無料送迎バスを運行

しています



菊川町

第41回菊川夏まつり

7月26日(土)18時より22時
ふれあい会館広場・運動公園

- ★花火大会3,000発 20時より
- ☆提灯山笠 ☆ちょうちん飾り
- ☆菊華太鼓
- ☆田部高等学校吹奏楽部
- ☆地元バンド(サザンコピーバンド)
(GSコピーバンド) 他
- ☆菊舞遊会～よさこい踊り
- ☆チビっ子エアロビクス
- ☆商工会青年部大ビアガーデン



豊田町

日本初 ホタル舟の運航



蛍まつり・ほたる舟は盛会裏に終了。
俳句大会最優秀賞
「船頭の方言親し蛍舟」

夏祭りは地区の特性を活かして
8月中旬か下旬にかけて開催予定です。
(盆踊り大会・花火大会・福引抽選会等)
☆決定次第地区内でお知らせします

豊北町

第16回豊北夏まつり

日時：8月30日(土) 17時から
場所：阿川ほうせんぐり海浜公園



☆ステージイベント
よいこのおどり・ストリートダンス
フラダンス 他

☆花火3,000発 20時30分より
☆竹灯籠8,000個(手作りローソクを使用)
☆花火と太鼓のコラボレーション

【概要】

竹灯籠のやわらかい灯りと、打ち寄せるさざ波の音、夏の終わりを感じさせる海風。海上には漁火を設置しており、水面を美しく彩ります。

各種イベントと、懐かしさを感じさせる夜店。会場には畳(100畳以上)が敷いてありますので、おくつろぎいただきながら、花火と地元の白羽川太鼓のコラボレーションをお楽しみ下さい。

主 催：下関市豊北町ふるさとづくり推進協議会
主幹団体：下関市商工会青年部豊北町支部

URL: <http://footmark.net/summer/>
携帯URL: <http://footmark.net/summer/mobile.html>



■詳細は各支所にお問い合わせ下さい

下関市商工会は

あらゆるニーズに対応します

- 豊浦町支所 083-772-0625
- 豊北町支所 083-782-0147
- 豊田町支所 083-766-1119
- 菊川町支所 083-287-0204

会 報



下関市商工会 083-772-0625

第4号

発行日
平成20年7月1日



目次

- 20年度重点事業 -総代会の報告- 1
- 金融制度のご案内 マル経融資 商工貯蓄共済融資 無利子設備資金貸付 1日公庫のご案内 2
- 労働情報 説明会のご案内 最低賃金法の改正 3
- 各地区の夏のイベント情報 4

お知らせ

- ・今後も会報で実施事業の周知、および各種改正等のお知らせをします。
- ・年間に4回の発行を予定しています。

5月28日総代会が開催されました

全ての議案が原案通り承認され、又欠員があった理事に可児美彦氏(豊浦)が選任されました。

平成20年度重点事業

がんばる小規模企業応援プラン

今日的課題に対応するための専門人材活用
経営課題克服のための専門人材の有効利用

経営支援の方向性

- ・経営力・生産性の底上げ
- ・新たな課題への適切な対応
- ・小規模企業のニーズを踏まえたきめ細かな支援

経営力

- ・自社の現状、課題の把握
- ・情報、人材、資金等の経営資源の有効活用

コーディネーターによる調整(県連)

情報

- ・経営に必要な情報の入手
- ・IT活用による経営改善
- ・ビジネスサポートソフトの有効活用
- ・政策資源へのアクセス

資金

- ・必要な資金の迅速かつ円滑な調達
- ・金融機関等との信頼関係の構築

地域力連携拠点事業

この事業は、小規模企業等が抱える経営力の向上、創業・再チャレンジ、事業承継等の経営課題への対応を支援することにより、小規模企業等が中長期的に発展する為の経営基盤の強化を図ることを目的としています。

経営力の向上

- ・新たな経営方法
- ・経営革新
- ・地域資源 農商工等連携

支援制度の活用

- ・支援プログラムの活用
- ・政策金融
- ・信用保証の特例
- ・補助金等

高度専門家の派遣

- ・企業OB
- ・IT専門家
- ・販路開拓専門家
- ・弁護士、診断士等

申込は商工会へ

県連のコーディネーターと連携して実施します。

■金融情報

小企業等経営改善資金（マル経融資）

マル経融資制度は、経営改善を図ろうとする小規模事業者の方々にバックアップするため、下関市商工会の推薦により無担保・保証人不要・低金利で融資を受けられる国（国民生活金融公庫）の公的融資制度です。

融資条件は

融資限度額
1,000万円

返済期間
運転資金5年以内・設備資金7年以内
(据置6ヶ月以内を含みます)

融資利率
2.35% (平成20年6月11日現在)
●融資利率は変動します。
詳しくは支所へお問合せください。

担保・保証人
不要です (信用保証協会の保証も不要)

融資対象
以下のすべての要件を満たす方
●従業員20人以下（商業・サービス業は5人以下）の法人・個人事業主
●商工会の経営・金融指導を受けて事業改善に取り組んでいる
●最近1年以上、下関市で事業を行っている
●商工業者であり、国民生活金融公庫の融資対象業種を営んでいる
●税金（所得税、法人税、事業税等）を完納している

資金用途

【運転資金】 仕入資金 買掛金・手形決済資金 諸経費の支払い	【設備資金】 店舗・工場改装 営業車両購入 機械・設備・備品等の購入
--	--

商工貯蓄共済融資制度

事業資金 本制度に加入後6ヶ月以上経過し、所定の掛金を滞りなく払い込んでいる個人・法人

事業資金の融資条件は

融資限度額
共済加入後6ヶ月以上1口に対し10万円
1年以上1口に対し20万円
2年以上積立金の5倍
但し、融資残高が1,000万円を超える場合は、積立金の3倍。最高額は1,500万円です。

返済期間
運転資金5年以内
設備資金7年以内（500万円以上は10年以内）

融資利率
2.3% (平成20年6月24日現在)
●融資利率は金融情勢により変わることがあります。
詳しくは支所へお問合せください。

担保・保証人
第三者保証は不要です。法人事業主は必要です。
(信用保証協会の保証は必要)

融資対象
加入者であれば、特に制限は有りません。(但し、信用保証業種であること)

資金用途

【運転資金】 仕入資金 買掛金・手形決済資金 諸経費等の支払い	【設備資金】 店舗・工場改装 営業車両購入 機械・設備・備品等の購入
---	--

無利子設備資金貸付制度

小規模企業者等の方が機械設備を購入するために必要な資金の1/2以内を財団法人やまぐち振興財団が無利子で貸し付ける制度です。

※申込から貸付まで2～3ヶ月必要です。
※連帯保証人が2名以上必要です。
詳しくは、最寄りの下関市商工会支所までお問い合わせ下さい。

1日公庫のご案内
夏場資金に向けて1日公庫を開催
豊浦町支所：7月14日
豊北町支所：7月15日
支店長が当日に融資を決定します

労働情報

一般事業主行動計画策定説明会 改正パートタイム労働法説明会 のご案内

＜一般事業主行動計画策定説明会＞

労働者の仕事と子育ての両立を支援するための、次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策

定手順と届出の方法等についての説明会です。

一般事業主行動計画の策定を検討中の企業の方は是非ご参加下さい。また、一般事業主行動計画の策定・届出は「中小企業子育て支援助成金」の支給要件の1つとなっています。

＜改正パートタイム労働法説明会＞

少子高齢化がすすみ、労働力人口が減少していく中で、パートタイム労働者がその能力をより一層有効に発揮す

ることができる雇用環境を整備するため、パートタイム労働法が改正され、平成20年4月から施行されました。

パートタイム労働者の待遇を通常の労働者と均衡のとれた待遇とするための措置や通常の労働者への転換を推進するための措置を講じることが事業主に求められ、各企業で法に沿った雇用管理にお取り組みいただきますよう、改正パートタイム労働法のポイントについての説明会です。

開催日時 平成20年 6月25日・7月23日・8月27日・9月24日
10月22日・11月26日・12月24日
平成21年 1月28日・2月25日・3月25日

13:30～14:30 一般事業主行動計画策定説明会
14:30～15:30 改正パートタイム労働法説明会

開催会場 山口地方合同庁舎1号館 1階会議室
(山口市中河原町6-16)

申込み・
問合せ先 山口労働局 雇用均等室 TEL 083-995-0390



※11月以降の開催時間と会場は未定です。決まり次第、山口労働局のホームページにてお知らせする予定です。

最低賃金法の改正について (改正の概要)

最低賃金の決定基準や罰則の上限額、派遣労働者への適用関係など大きな改正がある最低賃金改正法が**平成20年7月1日**から施行させます。

地域別最低賃金の決定

地域別最低賃金は全国各都道府県ごとに必ず決定されるべきものとし、決定に当たっては労働者が健康で文化的な最低限度の生活を営むことができるよう、**生活保護の施策との整合性にも配慮すること**になります。

罰則の取扱い

地域別最低賃金の不払の場合の罰金額の上限が**2万円から50万円**に引き上げられました。

産業別最低賃金の不払については最低賃金法の罰則は適用されなくなり、**労働基準法の賃金の全額払違反の罰則(罰金の上限額30万円)**が適用されます。

最低賃金の減額の特例の新設

精神又は身体の障害により著しく労働能力の低い者等の労働者についての最低賃金適用除外が廃止され、**最低賃金の減額特例が新設**されました。平成20年7月1日時点において、既に適用除外の許可を受けている労働者についても**平成21年6月30日までに新たに減額の特例の許可を受ける必要**があります。

派遣労働者への最低賃金の適用

派遣労働者については、**派遣先の事業場に適用されている地域別(産業別)最低賃金が適用**されることになりました。

最低賃金額の表示の一本化

最低賃金額の表示単位が**時間額のみ**の表示となります。山口県では既に時間額表示のみとなっています。



問い合わせ先 山口労働局労働基準部賃金室 (TEL 083-995-0372) 各労働基準監督署